

石油製品販売業経営効率化促進事業  
(省エネ設備機器 リース助成事業) の概要

H 2 7 . 3

一般社団法人 全国石油協会

1. 事業概要

「石油製品販売業経営効率化促進事業（「2.」参照）」を行う揮発油販売業者が、省エネ効果のある計量機、洗車機、LED等の照明設備をリースで導入した場合に、リース料の一部を助成する制度であり、下記の前提に基づき実施するもの。

- 助成金は、リース会社（本会が定める指定リース会社）に交付されるものであり、リース会社経由で揮発油販売業者（申請者）に還元されるものであること。
- 申請者は、リース会社からの請求に基づき、毎月、助成金相当額分を差し引いた額を支払うこと。
- 本事業の対象となるのは、本会が指定したリース会社と新規に契約を行う予定のものであり、申請時において既に契約しているものは対象とはならない。（契約締結は、本会の助成決定通知書交付後）
- 1事業者1SS分で1回限りの申請とすること。（平成24年3月21日以降、既に申請している事業者は、今回申請できない）
- 申請後1年以内に「石油製品販売業経営効率化促進事業」の実績のないものについては、原則助成は行わない。

2. 石油製品販売業経営効率化促進事業とは

揮発油販売業者が、経営基盤強化を図ることを目的に以下の何れかを実施すること。

①事業継続：

- (1) 給油所の運営について、品質確保法に基づく「承継」（個人事業者の場合の相続、法人の場合の吸収合併等）を行い揮発油販売業を継続すること。

- (具体例) 7) 相続：A店主が息子のBへ事業相続する場合  
1) 揮発油販売業者が合併する場合

- (2) 他の揮発油販売業者が運営する給油所を譲り受けるため、品質確保法に基づく「承継」又は「変更登録」を行い、その給油所の営業を継続すること。

(具体例) 7) Aが10SS全てをBに譲渡する場合。(品質確保法の「承継」。

この場合、Bが助成対象者)

- 1) Aが運営する一部SSをBへ譲渡する場合。(品質確保法の「変更登録」。Bが助成対象者)

- (3) 他の揮発油販売業者に運営する給油所の一部を譲渡するため、品質確保法に基づく「変更登録」を行い、その他の給油所の営業を継続すること。(上記(2) 1)の逆で、Aが助成対象者)

- (4) 石油製品の供給不安地域※に存する給油所を運営する揮発油販売業者が、品質確保法に基づく「変更登録」(個人事業者の場合の氏名変更、法人の場合の代表者変更等)を行い、その給油所の営業を継続すること。

※石油製品の供給不安地域：次の何れかの地域

- 7) 申請日において、100km<sup>2</sup>あたりの現に営業している給油所数が8箇所以下の市区町村(本会が調査した市区町村は、別表に掲載)
- 1) 運営する給油所を起点として最短道路距離で5km四方以内に他の給油所が1箇所以下の地域

- ②集約化：2以上の給油所を運営する揮発油販売業者が、既存の給油所を廃止し、給油所数を純減すること。(ただし、廃止する給油所とリース助成対象設備を設置する給油所は、原則同一都道府県内にあることが助成の条件)

### 3. 申請資格

「2. 石油製品販売業経営効率化促進事業」を、平成23年4月1日以降既に実施している又は、申請後1年以内に実施する中小企業者である揮発油販売業者。(リース契約は、助成申請後本会の交付決定通知日以降であることが要件)

※申請回数は、1事業者1SS分で1回限りとする。

※中小企業者：以下の何れか

- ・小売業の場合：従業員50人以下又は、資本金5,000万円以下
- ・卸売業の場合：従業員100人以下又は、資本金1億円以下
- ・個人

#### 4. リース対象設備

①計量機（既存設備1に対して1の交換を認めるもの。）

②門型洗車機（           "           ）

③照明設備機器（LED照明等。）

（具体例）

ア)計量機1台を廃止し、3台導入する場合⇒1台のみ助成対象

イ)計量機1台を廃止し、洗車機を導入する場合⇒助成対象外

ウ)水銀灯からLED照明に変更する場合⇒助成対象

エ)LED照明からLED照明に変更する場合⇒助成対象（設備の更新により、省エネ効果が図れることが確認できる場合）

※申請時に「石油製品販売業経営効率化促進事業 リース助成 省エネルギー効果試算書」を添付すること。

#### 5. リース助成条件

①リース助成対象上限：240万円/SS

※予算を超える申請があった場合は、補助率を調整し按分して交付決定。

そのため、助成上限額（240万円）を超える申請であっても、助成額が240万円より少なくなる場合がある。

・1事業者あたり1SSに係る申請に限る

例1：X事業者が運営するDSSにおいて、240万円を上限として申請＝○

例2：Y事業者が運営するESSにおいて120万円、FSSにおいて120万円の申請＝×

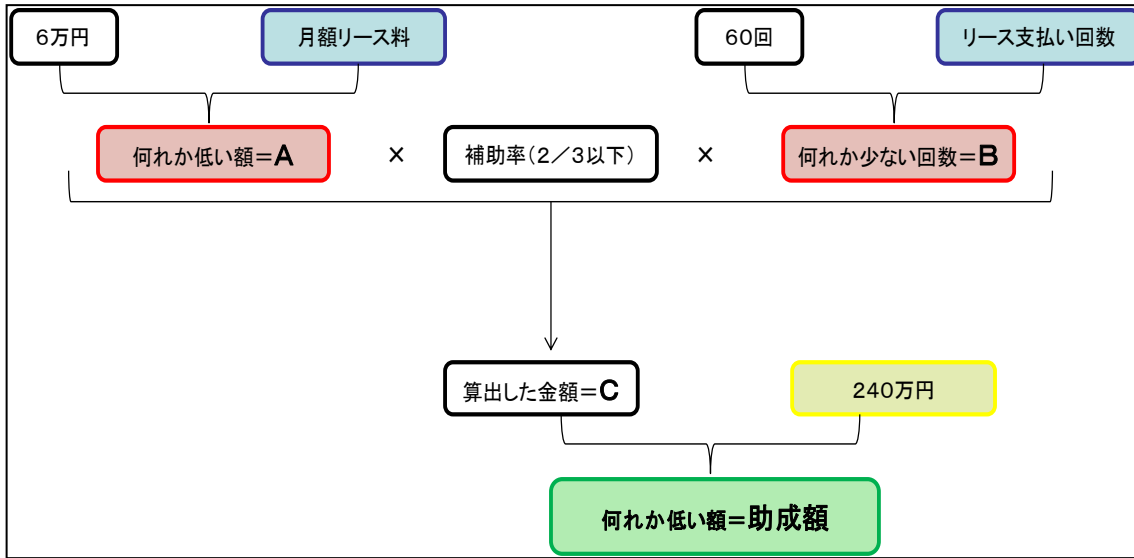
②リース助成期間：5年以内

③リース料の支払は月払いであること

④リース助成金の算定：

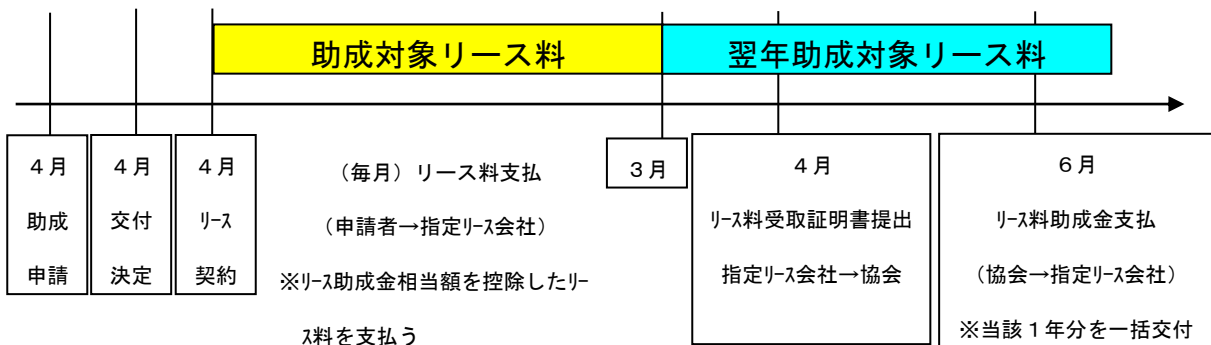
- ・ 6万円又は月額リース料のいずれか低い額 = A
- ・ 60回又はリース料支払い回数のいずれか少ない回数 = B
- ・  $A \times \text{補助率} (2/3 \text{以下}) \times B = C$
- ・ 助成額 = C 又は 240万円のいずれか低い額  
(消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額相当分を控除した額とする)

(助成金算定のイメージ)



## 6. リース助成金の交付方法

- ①申請者は、リース助成金相当額を控除した額を指定リース会社に支払う。
- ②本会は、契約締結の約12ヶ月後に、「リース料受取証明書」を指定リース会社に送付。指定リース会社は、支払い状況等の内容確認後、本会に返送。
- ③本会は、契約締結の約15ヶ月後に、指定リース会社に対し、当該1年分の助成金を交付。

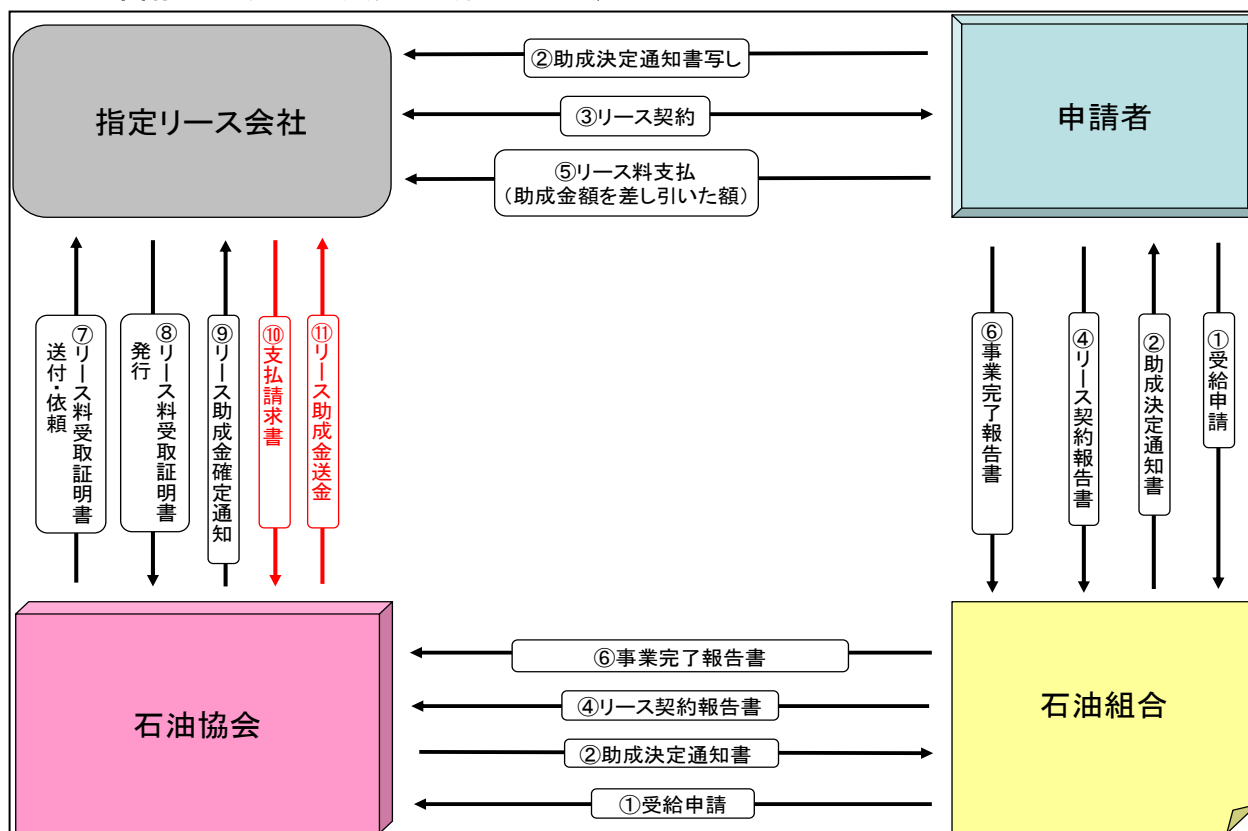


## 7. リース契約に関する要件

- ・ 本会が交付する「助成決定通知書」の交付日以降に契約すること。(交付

- 日より前のリース契約は助成の対象とならない)
- ・本会の定める指定リース会社との契約であること。(指定を受けていないリース会社とのリース契約は助成の対象とならない。)
  - ・リース料の水準等リース条件が妥当なものであること。
  - ・リース期間は、法定耐用年数に基づき適正な期間とすること。
  - ・リース契約満了後に引き続き当該物件を使用する場合の再リース契約は対象とならない。
  - ・リース料の支払い方法は月払いであること。
  - ・リース契約については、石油協会からの助成額を差し引いた額で契約しないこと。
  - ・1物件に対し1契約とすること。

### 8. 申請からリース助成金交付までの流れ



①申請書提出 (申請者 → 石油組合 → 石油協会)

添付書類：

- ・ 2社以上のリース見積書写し
- ・ 申請者の企業規模が確認できる書類写し (商業登記簿謄本等)
- ・ メーカー等が交付する「石油製品販売業経営効率化促進事業 リース

助成事業 省エネルギー効果試算書」(別紙 石油協会様式)

- ・申請時において既に「石油製品販売業経営効率化促進事業」を終えている場合は、そのことが確認できる書類 (⑥参照)

②助成決定通知書 (石油協会 → 石油組合 → 申請書)

〃 写し (申請者 → リース会社)

③リース契約 (申請者 ⇄ リース会社)

④リース契約報告書 (申請者 → 石油組合 → 石油協会)

添付書類 :

- ・リース契約書写し
- ・リース物件の売買契約書写し又はそれに準ずるものの写し
- ・物件借受証明書又はそれに準ずるものの写し

⑤リース料支払 (申請者 → リース会社)

⑥事業完了報告書 (申請者 → 石油組合 → 石油協会)

添付書類 : 実施する「石油製品販売業経営効率化促進事業」に応じて、品質確保法に基づく以下の書類

- ・「揮発油販売業承継届出書」写し (経済産業局等の受領印のあるもの)
- ・「揮発油販売業変更登録申請書」写し (〃 ) 及び当該申請に対する経済産業局等の「通知書」写し

⑦リース料受取証明書送付・依頼 (石油協会 → リース会社)

⑧リース料受取証明書発行 (リース会社 → 石油協会)

⑨リース料助成金確定通知書 (石油協会 → リース会社)

⑩支払請求書 (リース会社 → 石油協会)

⑪リース助成金送金 (石油協会 → リース会社)

以上